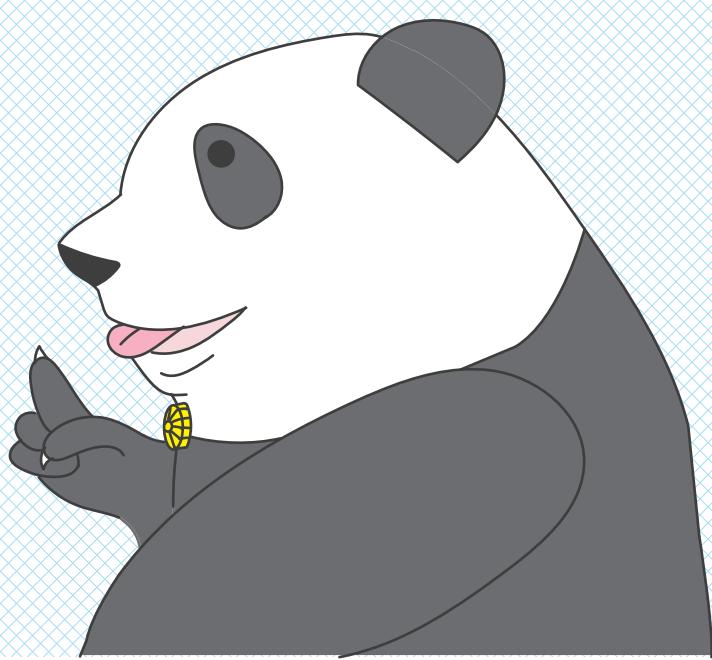


取調べの立会いってなんだ？





パンダ弁護士



覚えていないことは
覚えてないってこと！



供述調書は署名押印を拒否しても
いいからね。

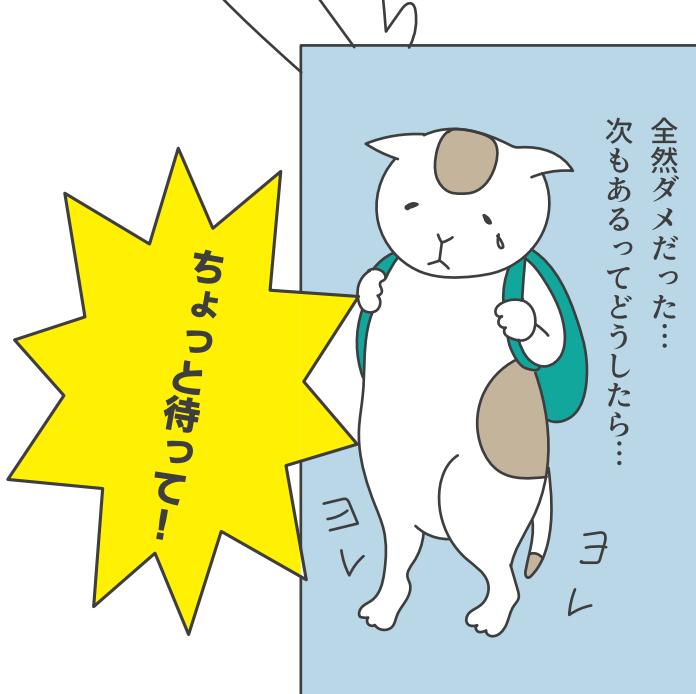
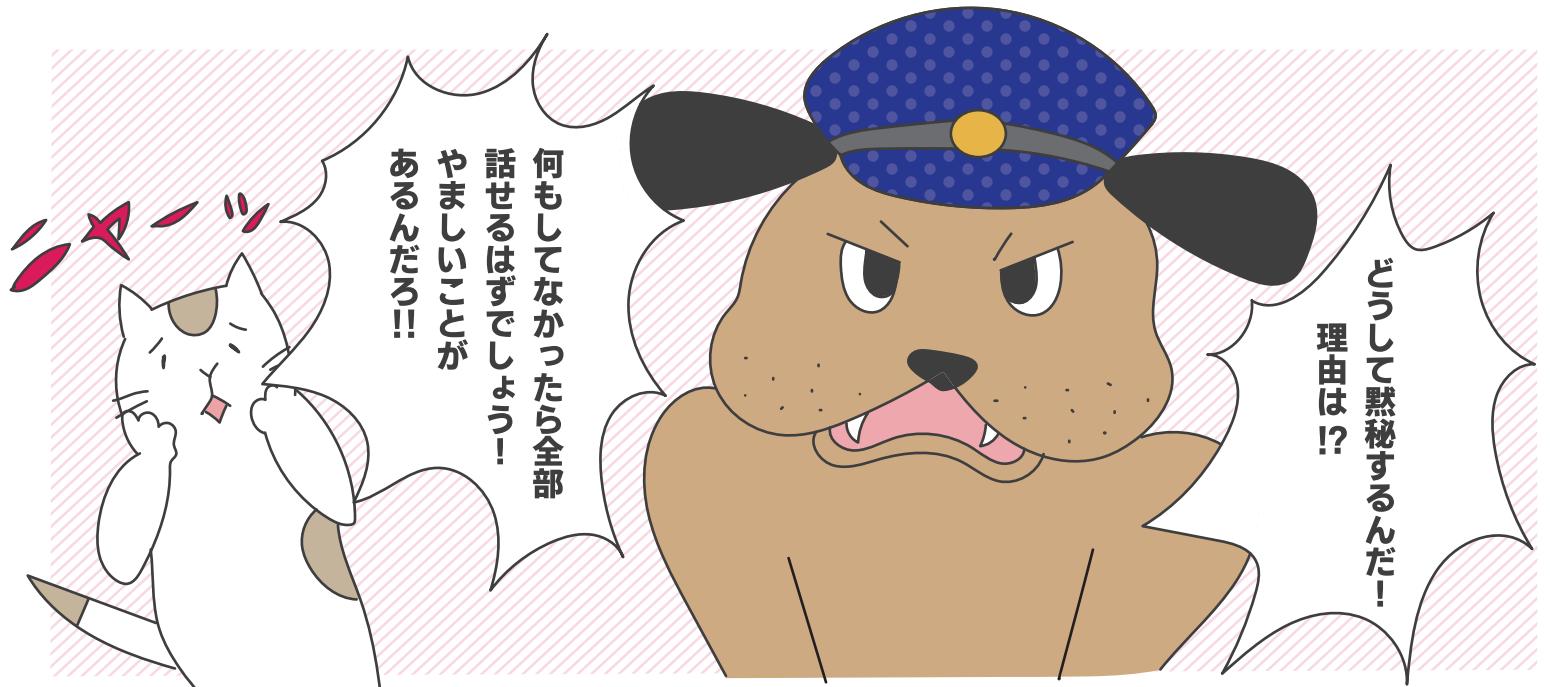
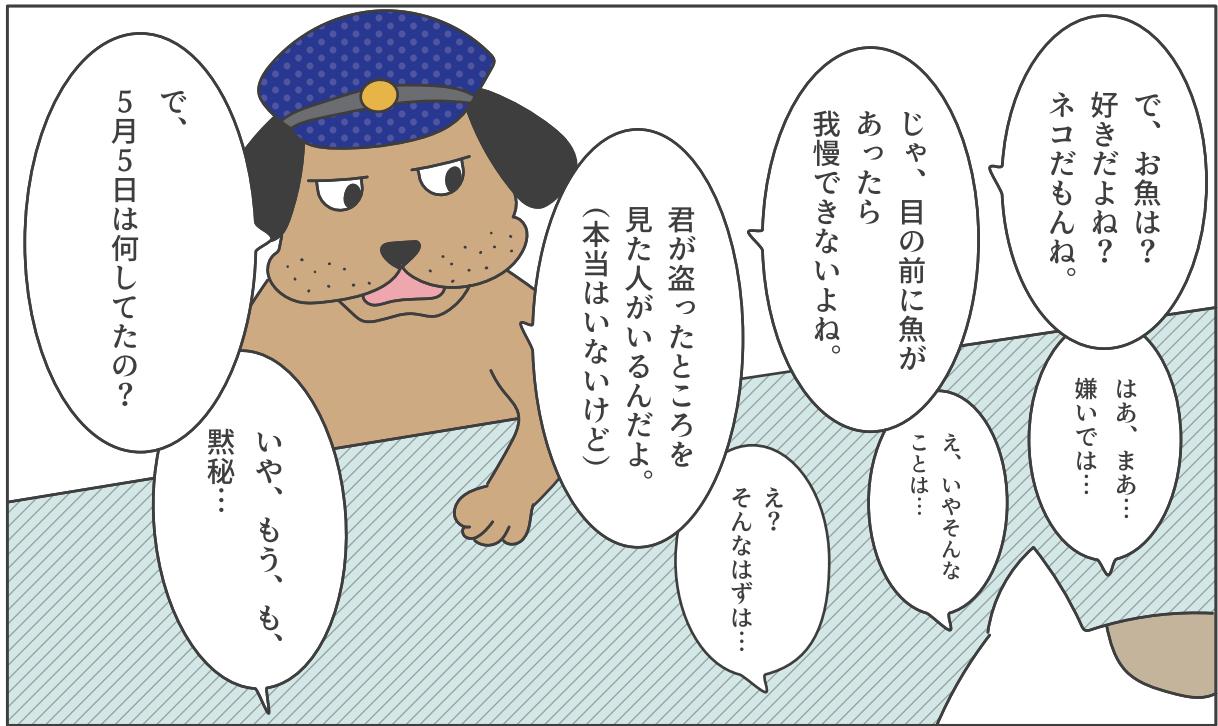
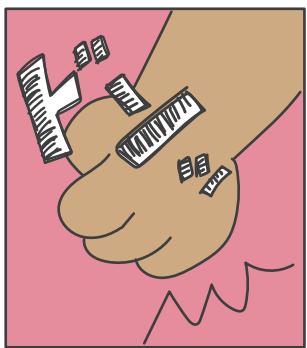


取調べ当日——警察署

黙秘権…署名は
しなくてもいい…
推測はダメ…

先生の言うとおりに
すれば大丈夫！

ネコさん、取調室に
入ってください。



大丈夫！
そんなときは
立ち会うよ！



立会い？
取調べは一人じゃないの？



そんなことないよ！
取調べに弁護人が立ち会うこと
は禁止されていないんだよ。

憲法に定められた黙秘権や
弁護人の援助を
受ける権利からすれば、

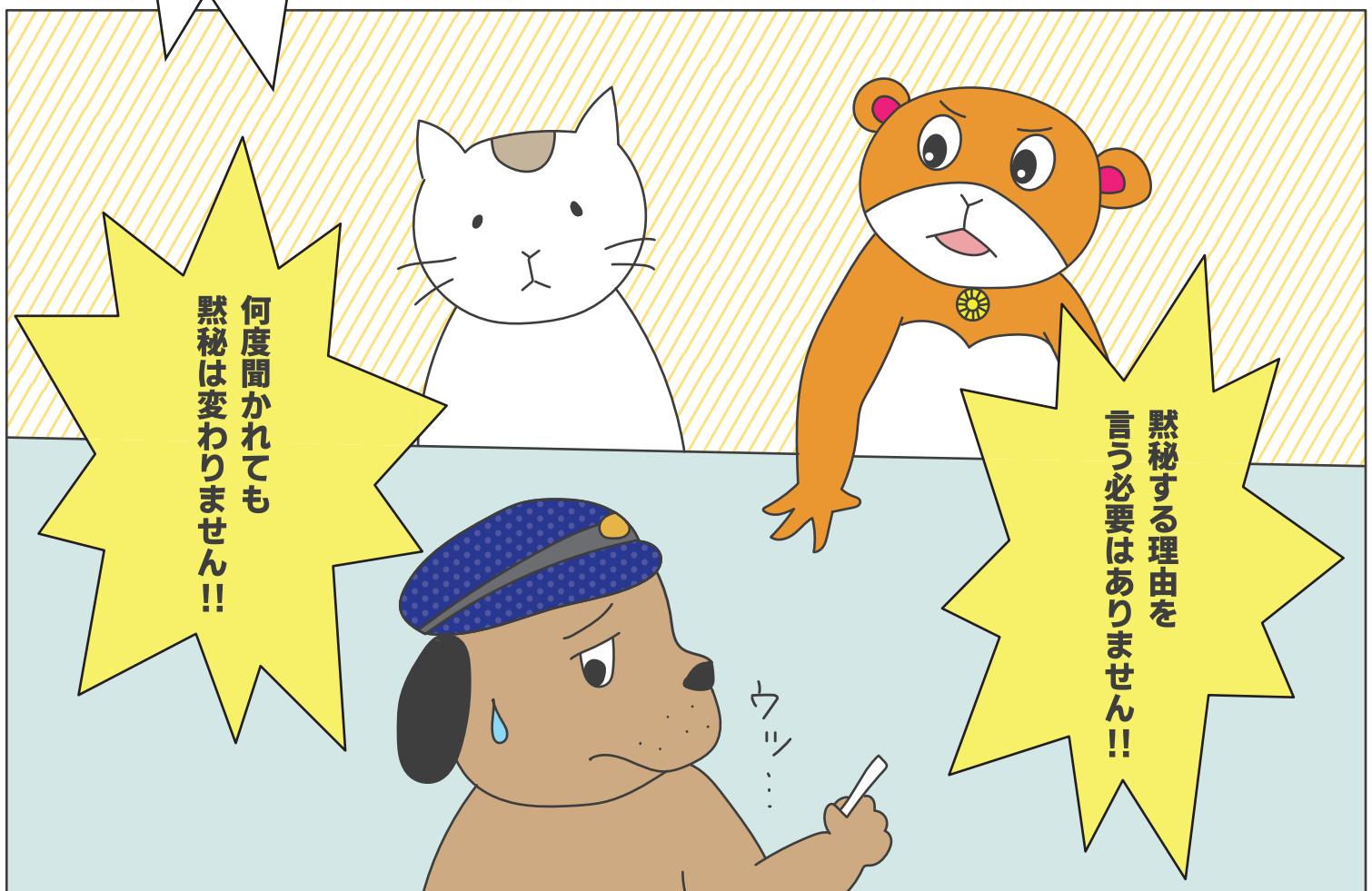
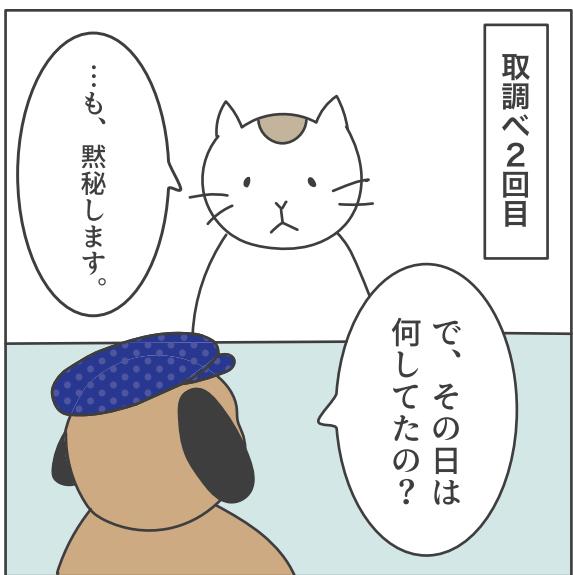
弁護人の立会いは
当然とも言えるよ。

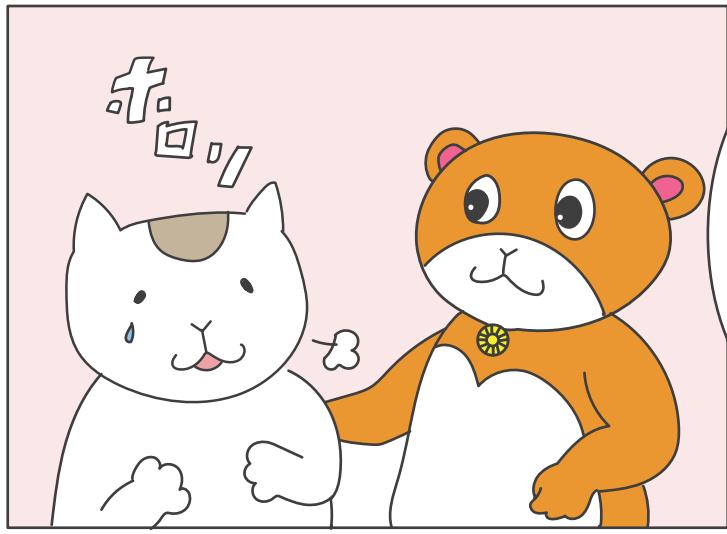
弁護人の立会いが
当然の国はいっぱい
あるんだよ！

日本でも実際に弁護人が
取調べに立ち会うケースも
増えてきているよ。

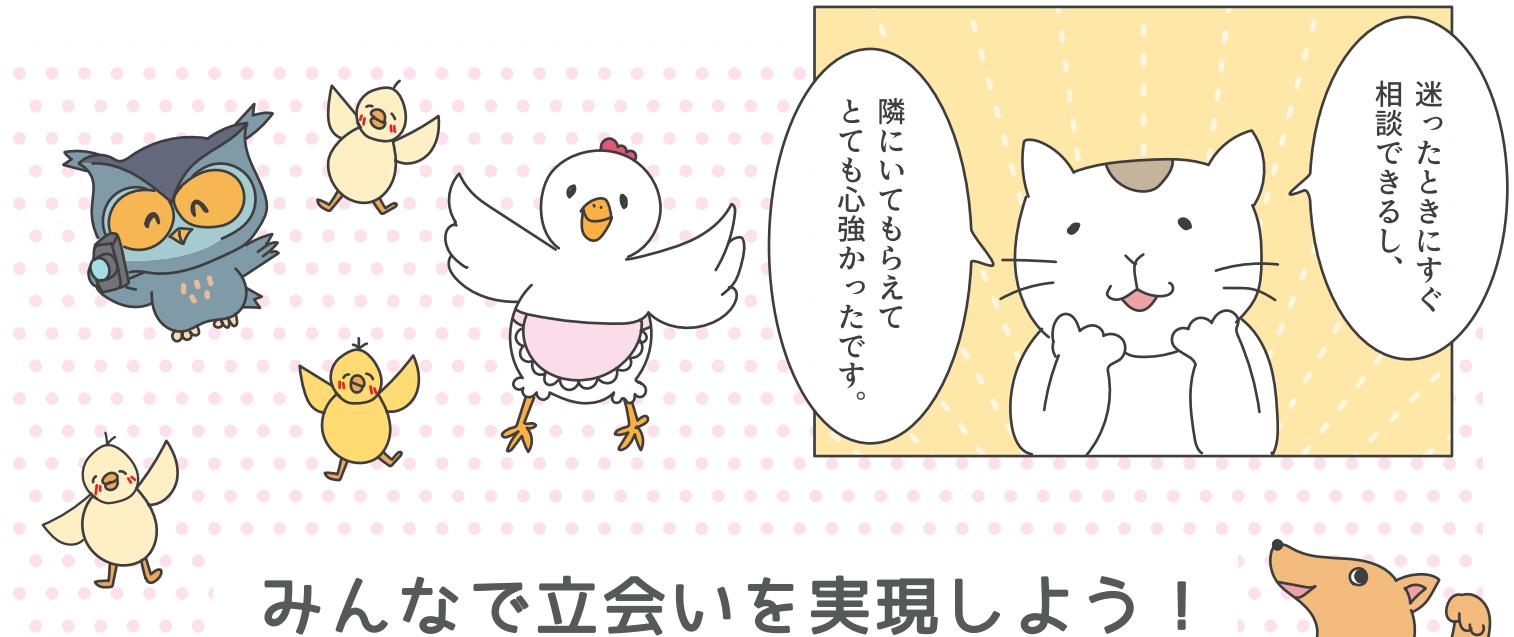
～立会いOKの国～
アメリカ, イギリス,
EU諸国, 韓国, 台湾 etc...







取調べは終わり！



みんなで立会いを実現しよう！



なぜ弁護士が取調べに立ち会うの？



ポイントは・・・

1. 供述調書には危険が潜んでいる
2. まずは黙秘権を正しく理解することが必要！
3. 黙秘権行使を守るために必要な取調べへの弁護人立会い
4. 供述するときも有効な取調べへの弁護人立会い

Point
01

供述調書には危険が潜んでいる～ウソの自白が冤罪を生む～

取調べでは、多くの場合、取調べ官は供述調書を作成します。やっていないことを「やった」と言ってしまうと取り返しがつきません。罪を認める供述調書（自白調書）は、後からその内容を否定することは困難です。本当のことを話しても、ニュアンスを変えられた供述調書が作成されてしまうこともあります。

では、取調べにどう対応すればよいのでしょうか。自分で判断することは困難です。まずは、弁護士と相談しましょう。

Point
02

黙秘ってなに？～黙秘権について正しく理解しよう！～

黙秘権とは「取調べに対して、黙っていることができる（そのことで不利益に扱われない）」という権利です。憲法でも「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」とされていますので、当然、取調べ官は、暴力や脅迫を用いて、無理に話をさせることはできません。何を聞かれても黙っていることができます。理由を聞かれても、答える必要はありません。

「何もしていないなら、きちんと話すべきだ」と考える方もいるかもしれません。

しかし、取調べ官はあなたの話した内容をそのまま調書にすることはありません。むしろ、あなたに不利な供述調書として仕上げてしまうこともよくあることです。その他にも取調べには様々な問題があり、あなたの権利を守るために黙秘が一番なのです（詳細は大阪弁護士会HPをご参照ください）。黙秘権はそのような状況にあるあなた自身を守る権利なのです。



Point
03

なぜ立会いが必要なの？



取調べ官は、目の前にいるあなたこそが真犯人であると考えて、自白させようとします。黙秘しても取調べは終わりません。ほとんどの場合、「説得」という名目で取調べが続きます。取調べ官は、「やましいことがないなら、話せるだろう」「正直に話すことが誠意だ」などと「説得（追及）」します。法的知識がないと取調べにより心理的に追い詰められていきます。身体拘束されている場合にはなおさらです。

そんなとき、弁護士が取調べに立ち会っていれば、あなたが黙秘を貫くことができるよう、法的にも心理的にも助けることができます。無理な取調べを抑止し、すぐにアドバイスできます。自分の味方が横にいるということの意味は非常に重要です。

Point
04

供述するときも立会いが必要！

黙秘をせず供述をする場合も、立会いが必要です。

取調べで事実を正確に話すことは困難です。取調べ官によって、伝えたいことが、ねじ曲げられることもあります。

弁護士が取調べに立ち会えば、あなたの言いたいことを正しく伝えられるようサポートします。取調べ官の思い込みや誤解を訂正することができます。

あなたが取調べに対して、冷静に安心して対応できるよう付き添って、心理的に支える役割も担うことができます。



立会いなくして取調べなし！



大阪弁護士会は、全事件における「取調べの可視化」と「弁護人立会い」の実現を目指して様々な活動を行っています。

詳しくは[こちら](#)